

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	公営住宅管理関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

薩摩川内市は、公営住宅管理関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

薩摩川内市長

公表日

令和8年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅管理関係事務
②事務の概要	薩摩川内市では、公営住宅法に基づき公営住宅を建設、借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。 公営住宅法の規定に従い、入居者からの収入の申告に基づき家賃等の算定を行うとともに、家賃の収納や入居者の適正な管理を実施する。 具体的には、 ①入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②家賃・敷金の決定及び徴収 ③収入の申告の受理、審査 ④家賃減免申請の受理、審査 ⑤家賃の督促・催告、明渡し請求
③システムの名称	公営住宅管理システム(住まいる7)、Acrocity個人住民税、Acrocity総合収納、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理情報ファイル、個人住民税情報ファイル、総合収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の27の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部建築住宅課
②所属長の役職名	建築住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政管理部総務課(住所: 薩摩川内市神田町3番22号、電話番号: 0996-23-5111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	建設部建築住宅課(住所: 薩摩川内市神田町3番22号、電話番号: 0996-23-5111)

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 選に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無	[☒] 自己点検	[☐] 内部監査	[☐] 外部監査
-------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、定期的にリモートラーニング等による研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	建築住宅課長 今井 裕介	建築住宅課長 福島 和朗	事後	平成27年4月1日付人事異動
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	建築住宅課長 福島 和朗	建築住宅課長	事後	文言修正
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	VIリスク対策		平成31年4月1日時点	事後	
令和1年11月1日	I 関連情報	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	II しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	II しきい値判断結果	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	VIリスク対策	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課文書法制室	行政管理部行政経営課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の19の項	番号法第9条第1項 別表の27の項	事後	法令改正に伴うもの
令和7年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の31の項	番号法第19条第8号	事後	法令改正に伴うもの
令和7年12月1日	I 関連情報－9. 規則第9条第2項の適用		項目の追加	事後	様式改正に伴うもの
令和7年12月1日	VIリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年12月1日	VIリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年12月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴い追記
令和7年12月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年12月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、定期的リモートラーニング等による研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	様式変更に伴い追記
令和8年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	行政管理部行政経営課	行政管理部総務課	事後	令和8年8月4月1日付組織見直し
令和8年7月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和1年11月1日時点	令和8年7月31日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和8年7月31日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和1年11月1日時点	令和8年7月31日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施